

公益財団法人 射水市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人射水市体育協会定款第4条に基づき、表彰するための必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人を表彰する。

- (1) 多年にわたり、本市体育・スポーツの向上に貢献し、その功績が特に顕著と認められるもの。
- (2) 本市のスポーツの向上に尽力し、その功績が特に優秀なもの。
- (3) その他表彰することが適当と認められるもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰には、副賞として記念品を添えることができる。

(推薦・選考)

第4条 表彰は、会長又は加盟団体長から推薦されたものについて、理事会に諮って決定する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人射水市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人射水市体育協会表彰規程（平成19年11月1日施行）は、廃止する。